

森林環境税導入の議論開始

■ 全国事例から見る森林環境税とは？

- 導入している県 33県
 - 課税方法 個人県民税の均等割(通常1,000円)に上乗せする形で課税。
 - 課税額 年額 300円～1,200円 (500円の県が大半)
 - 主な使途
 - これまでの事業では手付かずだった条件不利地の森林の整備。
 - 県民への普及啓発、ボランティア活動の支援。
 - 住宅等への県産材利用促進、木質バイオマスエネルギー利用の促進。



長野県の森林環境税の状況を視察調査

(※) 水源涵養(かんよう)
雨水を地中に蓄え、ゆっくりと浸透させることで浄化しながら下流地域に水を供給する水源を養うこと。

一方で、荒廃した森林が多くみられ、それに付け入る形で傭工の恋村の森林44㌶がシンガポール人に買収されるなど、外国資本等から狙われる事態も起きています。

このような状況から群馬の森林を守るために、森林の多面的機能に着目し、県民全体から広く負担をいいたく目的で導入するものです。

今年2月に大澤知事が導入を明言して以降、本格的な議論が始まつた「森林環境税」。森林は、①水源涵養(※)、②洪水・土砂災害防止、③地球温暖化防止、に代表される多面的な機能を有し、平坦部地域まで恩恵を与えています。

何のための税なのか？

特別委員会を設置して
本格議論開始

県議会も、5月定期例会から「森林環境税特別委員会」を設置し、後藤も委員として議論に加わっています。後藤は、森林環境税の趣旨そのものには賛成です。しかし、この社会情勢の中で県民に新たな負担を求める以上、その仕組みや使い道については県民の皆様に理解いただけるよう慎重な検討が必要という立場ですが、後藤はすでに隣県の長野県・栃木県の状況を単身視察調査し、先行して導入

民理解」という点で大変苦慮している現状であることを痛感しています。また、自身も県職員時代の仲間と森林整備のボランティア活動を続けて7年になります。その中で、県内の森林の荒廃状況やボランティア等による「県民参画」の難しさを身を持つて実感している経験から積極的に提言をしています。

課題は「使い道」



県職員時代の仲間と共に森林整備ボランティアに取り組む。

地域活動報告 豊岡地区

上豊岡運動広場入り口における雨水流入による土砂崩れ防止のため側溝を敷設。

